

福岡県働きやすい介護職場認証制度に係る介護サービス事業所等の認証審査について

1 事業目的

介護事業者の労働環境改善や人材育成の取組に認証を付与し、「見える化」を図ることで、求職者が事業者を選ぶ際に判断しやすくする。これにより、働きやすい職場環境の整備を促し、更なる介護人材の確保、離職防止・定着を図ることを目的として、労働環境、人材育成、処遇改善等の一定の水準を満たしている福岡県内の介護サービス事業所を認証する。

2 申請受付期間

今年度の認証申請の受付は、以下のとおり実施した。

【申請受付期間】令和6年7月19日（金）～令和6年10月31日（木）

3 審査方法について

事業所から申請された内容について、県において介護職員等処遇改善加算の届出状況の確認などを行い、申請内容が認証の基準を満たすか否かについて確認を行った。

4 認証事業所（案）

「3 審査方法について」のとおり確認した結果、認証の基準を満たした以下の申請について認証する。

【令和6年度における認証の基準を満たす申請件数】

・83法人、244事業所（新規：242件 更新：2件）

■ 参考：認証取得事業所の件数 （単位：件）

	令和5年度	令和6年度	合計
新規	400	242	642
更新	—	(2)	(2)
合計	400	242 (2)	642 (2)

5 今後のスケジュール

今後は認証を取得した事業所について、広く公表を行う。具体的には、本協議会のホームページである「福岡県介護情報ひろば」において認証事業所の一覧を公表するほか、県内市町村の介護保険担当課、ハローワーク、介護福祉士養成施設、介護福祉士実務者養成施設、介護員養成研修指定機関、福祉系高校等にチラシを配布することを予定している。

また、認証を受けられなかった事業所については、公益財団法人介護労働安定センターにおいて実施している専門家によるキャリア形成や職場環境改善についての相談援助事業の活用を促し、認証の取得を支援する。

6 認証事業所の現地調査について

本制度による認証の申請については、事務手続きの負担軽減の観点から証拠書類の提出を求めている。そのため、令和6年度と同様に令和7年度においても任意で10件程度抽出した事業所に対して現地調査を行う。なお、申請内容にそぐわない場合は認証を取り消す等の措置を行うことで、認証事業所について一定の質を担保する。

7 令和7年度の認証制度について（案）

令和7年度より、介護職員等処遇改善加算の激変緩和措置が廃止され、正式に新加算Ⅰ～Ⅳに移行されるため、新加算移行後の評価点数を新たに設定する必要がある。

令和7年度の新加算の評価点数については、資料1「部会における検討事項に係る報告について」の「第3 両部会における共通検討事項」で説明させていただいた「現状よりも厳しい案」で設定を行いたい。